

各発注機関の長 あて

三重県県土整備部長

工事請負契約等に係る契約の保証の取扱いについて（通知）

工事の契約の保証については、「三重県会計規則」、「三重県建設工事執行規則」、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」及び「三重県建設工事執行要領」の改正に伴い、平成8年4月1日より新たな履行保証制度による金銭的保証が原則とされたところであるが、三重県会計規則の平成18年改正及び三重県建設工事執行規則の平成19年改正に伴い、この契約の保証に係る取扱いについても、平成19年4月1日以降、次により取り扱うこととしたので、十分留意の上、実施することとされたい。

なお、平成13年3月28日付け公推第676号県土整備部長通知は廃止する。

また、各部局にあつては、関係事務所長等への周知方よろしく願います。

記

1 入札保証金を免除できる場合

三重県建設工事執行規則第7条第1項の各号により、入札保証金の免除ができる場合が定められているが、次の場合も含まれるので、留意されたい。

- (1) 契約の相手が、国又は地方公共団体の場合
- (2) 予定金額が250万円以下の建設工事又は100万円以下の設計等委託業務を競争入札により執行する場合

2 契約保証金を免除できる場合（無保証）の取扱い

- (1) 1件の契約金額が250万円以下の建設工事又は1件の契約金額が100万円以下の設計等委託業務の契約を締結する場合には、会計規則第75条3項5号の規定を適用して、契約の保証を免除することができるものとする。
- (2) 1件の契約金額が5百万円以下の建設工事及び設計等委託業務の契約を締結する場合において、過去2箇年の間に国（公社・公団を含む。）県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者にあつては、三重県建設工事執行規則第8条第1項第2号の規定を適用し、契約の保証を免除することができるものとする。
- (3) 公益法人と随意契約により締結する設計等委託業務については、公益法人の性格上契約金額にかかわらず、過去2箇年の間に国（公社・公団を含む。）県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者にあ

っては、三重県建設工事執行規則第8条第1項第2号の規定を適用し、契約の保証を免除することができるものとする。

- (4) 維持管理業務等にかかる単価契約については、過去2箇年の間に国(公社・公団を含む)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者にあつては、三重県建設工事執行規則第8条第1項第2号の規定を適用し、契約の保証を免除することができるものとする。

3 役務的履行保証を要求することができる場合の取扱い

通常の工事については金銭的保証を原則とするが、三重県建設工事執行規則第8条第1項第1号の規定による役務的保証として、保証金額を請負代金額の10分の3以上とする公共工事履行保証契約(かし担保特約を付したものに限る。)を要求することができる工事は次のとおりとする。

- (1) 工事の完成が遅延することにより、人命等に係わる事態が予想される場合
- (2) 工事の完成が遅延することにより、個人の財産等に被害を及ぼす恐れがある場合
- (3) 工事の完成が遅延することにより、実質的な損害が予想され、金銭的保証では不十分な場合
- (例1) 学校建設等で開校時期が確定しており、供用開始が遅れることにより、仮校舎の設置等、実質的な経費が必要となるような場合
- (例2) 大規模なイベント等の開催が確定しており、供用開始を遅らせることができない場合

4 工事発注時の取扱い

工事を発注するときは、指名競争入札にあつては入札指名通知書(三重県建設工事執行要領第6号様式)、一般競争入札にあつては入札公告文又は入札説明書(以下入札公告等)の契約保証金の欄に次のとおり明記することにより、入札参加業者に対し周知徹底を図ること。

- (1) 金銭的保証を要求する場合の指名競争入札にあつては入札指名通知書、一般競争入札にあつては入札広告等の契約保証金欄の記載例

「納付。ただし、三重県会計規則運用方針第75条関係3に掲げる担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

また、下記のいずれかに該当した場合に契約保証金の納付を免除することができる。

ア 会計規則第75条第4項第1号による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。

イ 三重県建設工事執行規則第8条による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。」

- (2) 金銭的保証が免除できる場合の入札指名通知書契約保証金欄の記載

例

「免除」

(3) 役務的保証を要求する場合の指名競争入札にあっては入札指名通知書、一般競争入札にあっては入札公告文等の契約保証金欄の記載例

「免除。ただし、三重県建設工事執行規則第8条第1項第1号に規定する工事履行保証委託契約（保証金額が請負代金額の10分の3以上の額のものであり、かつ、かし担保特約を付したものに限る。）に係る保証証券を提出しなければならない。」

5 請負契約締結時の取扱い

落札者が決定したときは、直ちに当該落札者に工事等落札確認書（別記様式1）を交付するものとする。

落札者は、銀行等、保証会社、又は損害保険会社の保証を提供しようとする場合には、当該保証機関に工事等落札確認書を提出し保証証書等の交付を受けるものとする。

6 請負代金額の増額変更時の取扱い

請負代金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約保証金の額（銀行等又は保証会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）が変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額（銀行等又は保証会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとする。

7 請負代金額の減額変更時の取扱い

請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、請負者から契約保証金の額（銀行等又は保証会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額（銀行等又は保証会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で請負者の欲する金額まで減額変更するものとする。

この場合において、銀行等又は保証会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、請負者に対して、保証契約内容変更承認書（別記様式2）を交付するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

8 工期の延長時の取扱い

工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。

9 工期の短縮時の取扱い

工期の短縮を行おうとする場合で銀行等又は保証会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証が提供されている場合にあっては、請負者に対して、請負者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。

この場合において、銀行等又は保証会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、請負者に対して、保証契約内容変更承認書（別記様式2）を交付するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないうこととなっているので、保険期間の短縮変更は行わないものとする。

10 工事完成時の取扱い

銀行等が保証した場合にあっては、工事目的物等の引き渡しを受けたときは、保証書（変更契約がある場合は、変更分を含む。）を請負者を通して銀行等に返還するものとし、保証書を請負者に交付した際には、請負者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式3）を提出させるものとする。

なお、保証会社の保証、公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合にあっては、保証書を返還する必要はないものとする。

概 要（従前のおり）

- 1 入札保証を免除できる場合(無保証)の取扱いについて
 - (1) 契約の相手が、国又は地方公共団体の場合
 - (2) 予定金額が250万円以下の建設工事又は100万円以下の設計等委託業務を競争入札により執行する場合

- 2 契約保証金を免除できる場合（無保証）の取扱い
 - (1) 1件の契約金額が250万円以下の建設工事又は1件の契約金額が100万円以下の設計等委託業務
 - (2) 1件の契約金額が5百万円以下の建設工事及び設計等委託業務で、過去2箇年の間に国（公社・公団を含む。） 県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって誠実に履行した者
 - (3) 公益法人と随意契約により締結する設計等委託業務
 - (4) 維持管理業務等にかかる単価契約

別記様式1

工 事 等 落 札 確 認 書

1 工 事 (業 務) 名

2 工事(業務)施行場所

地内

3 契 約 予 定 年 月 日

年 月 日

4 履 行 期 限

年 月 日

5 入 札 年 月 日

年 月 日

6 落 札 業 者 名

7 契 約 金 額

円

8 発 注 者

三 重 県
(発注機関名記載)

上記のとおり落札決定したことを確認します。

年 月 日

(確認者)

印

別記様式2

保証契約内容変更承認書

第 号
年 月 日

(金融機関等又は保険会社名) 様

三重県知事

印

下記保証契約の内容変更について承認します。

記

1 変更する保証契約の内容

(1) 証券番号

(2) 保証委託者又は債務者名

(3) 工事名(業務名)

2 保証契約内容変更の承認事項(該当箇所に を記入する。)

保証金額の減額 減額前の保証金額 円>

減額後の保証金額 円

保証期間の短縮 短縮前の保証期間の終期 年 月 日

短縮後の保証期間の終期 年 月 日>

その他

()

[注] 証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

別記様式 3

保証書に係る受領書

年 月 日

三重県知事

あて

住所又は所在地
請負者 氏名又は商号及び
代表者氏名

印

貴職から下記工事（業務）に係る保証書（変更契約がある場合には変更契約を含む。）
を受領したので、保証人に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等について責任
を負うことを約します。

記

1 工事名（業務名）

2 証券番号

[注] 証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。